

## 第8章 法人課税の負担水準に関する国際比較について

井立雅之

(神奈川県総務部税制企画担当課長)

### 1 法人所得課税の実効税率に関する議論

我が国の法人所得課税の実効税率が高く、国際競争に与えている影響を勘案して、引き下げるべきだとの意見が経済産業省<sup>1</sup>や日本経済団体連合会<sup>2</sup>など、主に企業側から出されている。こうした動きに対して、政府税制調査会は、正式には平成19年度の答申において、「課税ベースも合わせた実質的な企業の税負担の国際比較、さらに企業部門の活性化が雇用や個人の所得環境に及ぼす影響等についての調査・分析を深める。また、税だけでなく社会保険料を含む企業の種々の負担の国際比較を行う。」<sup>3</sup>としている。

税制調査会提出資料<sup>4</sup>によると、各国の実効税率は次のとおりとなっている。

(%)

国名(都市)	実効税率			国名(都市)	実効税率		
	法人税	事業税 住民税	計		法人税	事業税 住民税	計
日本(東京)	27.89	12.80	40.69	フランス(パリ)	33.33		33.33
(標準税率)	27.98	11.56	39.54	カナダ(トロント)	22.12	14.00	36.12
アメリカ(ニューヨーク)	29.10	16.85	45.95	イタリア(ミラノ)	33.00	4.25	37.25
アメリカ(ロサンゼルス)	31.91	8.84	40.75	スウェーデン(ストックホルム)	28.00		28.00
イギリス(ロンドン)	30.00		30.00	中国(上海)	33.00		33.00
ドイツ(デュッセルドルフ)	21.53	18.37	39.90				

フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、これを含めた実効税率は34.43%となる。

主要先進国の法人所得課税の実効税率は、日本が標準税率で39.54%のところ、アメリカ(ロサンゼルス)40.75%、ドイツ(デュッセルドルフ)39.90%、フランス(パリ)33.33%、イギリス(ロンドン)30.00%、イタリア(ミラノ)37.25%となっている。

これをもって、日本は、ドイツ・アメリカと並んで最高水準にあり、イギリス、フランス、イタリアよりも高くなっているとの指摘がされるとともに、国の法人税レベルで比較すると、日本はドイツを除き他の先進主要国と比べて低くなっており(法人税の表面税率:日本30.00%、アメリカ35.0%、ドイツ25.0%、フランス33.33%、イギリス30.00%、イタリア33.00%)、地方税の負担が我が国の実効税率を高くしており、地方の法人課税について、撤廃を含めて抜本的に見直すべきとの意見も出されている。<sup>1</sup>

このような、法人の実効税率のみで法人の税負担について国際比較を行い、税率を引き下げるべきか否かの議論を行うことには当然批判があり、例えば、法人所得課税の負担額

<sup>1</sup> 「持続可能な経済社会システムに向けて」(平成18年6月産業構造審議会基本政策部会第1期報告書p55)

<sup>2</sup> 平成19年度の税制改正に関する提言(平成18年9月19日日本経済団体連合会)

<sup>3</sup> 「平成19年度の税制改正に関する答申」(平成18年12月1日税制調査会p2)

<sup>4</sup> 「資料(法人課税関係)」(平18.6.2総46-1基礎小55-1p10)

と社会保険料の事業主負担額との合計額で国際比較すると、日本の負担は決して重くないとの指摘がこれまでされている。<sup>5</sup>

ただ、このように法人所得課税に社会保険料の負担を含めた総額で比較すべきであるとの批判はされているが、これ以外の法人課税の比較についての指摘や分析はあまりされていないのが現状ではないだろうか。<sup>6</sup>

## 2 各国の法人への税負担を勘案した比較の必要性

現在、行われている各国の実効税率の比較において、まず問題と考えられるのは、地方の法人課税について、所得課税の方法による課税方式以外の法人課税が比較から捨象されていることである。

具体的には、フランスにおいては、我が国の事業税と類似の性格がある「職業税」があるし、また、性格は異なるが、イギリスには、事業所等の不動産に対して課税される「ビジネス・レイト（又はノンドメスティック・レイト）」と呼ばれている税がある。

また、地方の法人課税として、実効税率の計算の対象となっている税についても、実際は、課税ベースが国によって異なっている。例えば、ドイツの「営業税」の課税標準は、利潤に加え、長期債務の支払利子と支払賃借料の2分の1が対象となっており、また、イタリアの「生産活動税」の課税標準は、生産価値とされ、利潤だけではなく、支払賃金と支払利子も課税対象となっている。

したがって、所得を課税標準とする我が国の事業税と比較すると、「営業税」、「生産活動税」とも課税ベースがかなり広く（所得というよりは付加価値に近い）、実効税率の比較をもってしては、法人負担の適切な比較はできない。

そこで、ここでは、主にOECDの統計資料<sup>7</sup>を参考にして、こうした実効税率には反映されない法人の税負担についての国際比較を行ってみた。

## 3 OECD 資料等に基づく国際比較

### (1) 地方の事業・営業に対する課税を含めた比較

法人の実効税率の比較において含まれている、日本における事業税、ドイツの営業税、イタリアの生産活動税といった税は、事業活動に着目して課税する税である。

前述したとおり、ドイツの営業税もイタリアの生産活動税も、所得（利潤）を課税標準には含んでいるが、それ以外にも外形的な要素が課税標準に含まれている。

一方、フランスの職業税は、かつては支払給与と事業用固定資産・償却資産の賃貸価格が課税標準となっていたが、現在は支払給与は廃止されている。職業税は、所得の要素が課税標準に含まれていないことから、実効税率の計算上の対象とされていないが、税の性

<sup>5</sup> 「平成18年度東京都税制調査会中間報告」（平成18年11月27日p15）

<sup>6</sup> 各国の社会保険料の事業主負担を比較した資料は税制調査会にも提出されている（注4参照）。また、法人負担の状況についての実証的な検証、分析の一つとして、経済産業省がKPMG税理士法人に委託した調査がある。（「法人所得課税負担に関する国際比較について」（平成17年4月28日）ここでは、法人所得課税に係る税負担率を比較すると、政策減税による負担軽減効果がなければ、我が国はいずれの業種においても先進各国と比べて高い水準にあるが、平成15年度に整備された研究開発促進税制及びIT投資促進税制の効果により、自動車産業、鉄工業、情報サービス業など、特に国際競争に直面し、今後の成長・発展が見込まれる産業において、40%前後の高水準にあった法人所得課税負担率が大幅に低下し、先進各国と比べても遜色のない水準になっていると結論付けている。）

<sup>7</sup> REVENUE STATISTICS 1965-2005(OECD2006)

格としては、事業活動に着目して課税する税であるので、こうした地方の事業・営業に対する課税の負担についての比較が必要である。（それぞれ税の概要は、別表1及び別表2参照）

そこで、法人の所得課税に、この地方の事業・営業課税を加算して対GDPに占める割合で比較したのが、「先進諸国における企業（事業）の租税・社会保険料負担の比較」（別表3）である。

OECDの統計上は、ドイツの営業税は、個人分と法人分は明確に分かれているが、フランスの職業税及びイタリアの生産活動税は個人・法人の区別はされず、専ら法人課税（A la charge exclusive des entreprises）として分類されている。そこで、各国の比較に当たっては、個人の事業活動に対する課税を含めた事業活動に対する地方の課税という観点で、法人・個人分を含めたデータで統一して比較した。

なお、先進諸国として、OECD加盟国のうち租税の規模が上位の6カ国で比較しているが、この6カ国でOECD加盟国(30カ国)の租税総額の7割を超える(72.7%)。

別表3によると、GDPに占める法人所得課税と企業課税の合計の割合（ア＋イ）は、日本は3.8%に対して、アメリカ2.2%、イギリス2.9%、ドイツ2.1%、イタリア5.1%、フランス4.3%となり、この段階で、実効税率が我が国よりも低いとされるイタリア及びフランスの税負担が我が国よりも高いことがわかる。

さらに、これに社会保険料の事業主負担を加えると（ア＋イ＋ウ）、日本は8.3%に対して、アメリカ5.6%、イギリス6.7%、ドイツ8.9%、イタリア13.8%、フランス15.3%となり、イタリア及びフランスとの格差はさらに広がるとともに、ドイツも日本より負担が大きくなる。

## (2) 法人に対する不動産課税を含めた比較

(1)の地方の事業・営業に対する課税を含めた比較によると、アメリカ及びイギリスの税負担については、我が国よりも低い結果となっている。法人が事業活動を行う上で負担する税として、このほかに法人が所有又は使用する不動産に対する課税がある。まず、各国の法人が負担する不動産課税について整理したのが「先進諸国における不動産課税の国際比較」（別表4）である。

これをみると、まず不動産課税全体のGDPに占める割合が、国によってかなり異なっていることがわかる。日本2.0%に対して、アメリカ2.8%、イギリス3.3%と高く、フランス2.0%と日本と同水準、ドイツ及びイタリアはそれぞれ0.4%、0.8%と低い。このうち法人課税分は、日本1.1%に対して、イギリス1.6%、フランス0.6%、ドイツ0.3%となっている。（アメリカは、データのある1985年分の割合で推計すると1.5%となる。イタリアはデータはない。）

そこで、この不動産課税を含めた税負担全体の比較をしたのが、「先進諸国における企業（事業）の租税・社会保険料負担の比較」（別表5）である。

これによると、イギリスは8.3%となり、日本の水準9.4%にかなり近づくことがわかる。これは、イギリスのビジネス・レイト（又はノンドメスティック・レイト）が、我が国の固定資産税・都市計画税の負担よりかなり大きいことによるものである。このようにイギ

リスの法人に対する不動産課税が大きいことは、カウンスル・タックスという個人に対する不動産課税を基幹税に持つイギリスにおける特質とも言えよう。

また、アメリカは 7.2% となり、日本よりはやや低い結果になっている。しかし、日本よりは不動産課税の割合が高いのは明らかである。アメリカは州によってかなり税制が異なっており、法人の所得課税が比率が高い州もあれば、不動産課税の割合が高い州もあるということの反映であろう。

なお、ドイツは 9.2% で日本と同水準、フランスは 15.8% と日本よりはるかに高い水準にある。(イタリアも推計値だが 14.3% となり高水準である。)

### (3) 小括。そのほか加味すべき要素

ここまで検証したところによると、実効税率の単純な比較では、アメリカとドイツは日本とほぼ同水準で、イタリアは若干低く、フランス、イギリスはかなり低いといえた。しかし、これに、企業(事業)課税や不動産課税、さらに社会保険料の事業主負担を加味すると、イタリアとフランスは日本よりはるかに負担は重く、ドイツ、イギリスはほぼ同水準、アメリカはやや負担は軽いと言えよう。

しかし、アメリカについて、一つ指摘しておかなければならないことがある。アメリカでは、公的医療保険が高齢者向け等を除いて存在しないため、企業は従業員のために民間医療保険料を負担しており、こうした負担を加味すると、アメリカの法人負担は日本と比較し、低いとは言えないということである。<sup>89</sup>

アメリカにおける民間医療保険の事業主負担は、2004 年度においては 469,700 百万ドル(対 GDP 比 4.0%)<sup>10</sup>であり、この負担を加えると、アメリカの法人負担は日本を超えることになる。

ここまでの各国の比較を、対 GDP 比率で整理すると次のとおりである。

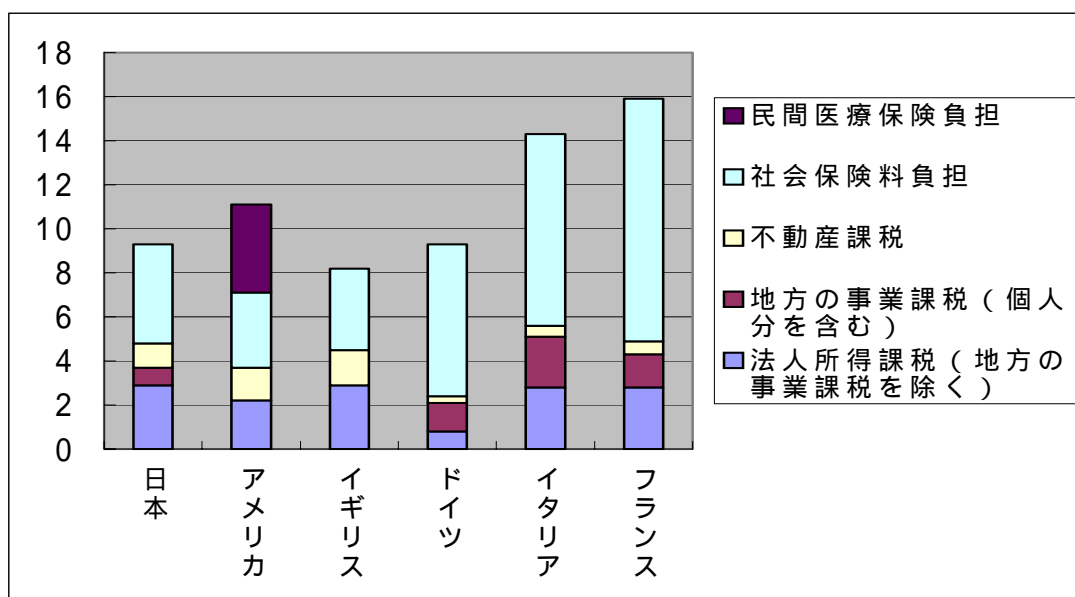
法人課税の負担に関する GDP 対比による国際比較 (まとめ) (2004 年: %)

区 分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	イタリア	フランス
法人所得課税	3.8	2.2	2.9	1.6	2.8	2.8
地方の事業課税等	(0.8)			0.5	2.3	1.5
(小 計)	3.8	2.2	2.9	2.1	5.1	4.3
不動産課税	1.1	1.5	1.6	0.3	0.5	0.6
社会保険料負担	4.5	3.4	3.7	6.9	8.7	11.0
計	9.4	7.2	8.3	9.2	14.3	15.8
民間医療保険負担		4.0				
合 計	9.4	11.2	8.3	9.2	14.3	15.8

<sup>8</sup> 「資料(法人課税関係)」(注1参照)のp15「法人所得課税及び保険料にかかる企業負担の日米比較」によると、企業負担分保険料の賃金に対する比率は、我が国は 13.75% に対して、アメリカは 19.55% で、この中には民間医療保険が 8.52% 含まれている。

<sup>9</sup> アメリカにおいて、雇用主が団体医療保険に対して拠出する保険料は非課税であり、また、雇用者が拠出する医療保険の保険料は、被用者の課税所得からも除外されている(「アメリカの医療保険」中浜隆日本評論社p38)。アメリカでは公的医療保険(社会保険)が存在しなかったため、民間医療保険は、生成当初から社会保険的機能を部分的に果たしていたとの指摘(同書p5)がされている。

<sup>10</sup> 「EBRI Data book on Employee Benefits」の「Group health insurance」の 2004 年の数値。



次に、「主要国における法人所得課税の負担額・水準の推移」(別表6)をみていただきたい。これは1980年を基準年として、2004年の法人所得課税の水準をGDPの水準と併せて比較したものである。1980年をスタートとしたのは、主要先進諸国においては、1980年代において、民間経済の活性化、税制の簡素化等を重視する観点から、相次いで課税ベースの拡大が図られつつ法人税率の引下げが行われてきたが、1980年当初においては、ほぼ、先進諸国の実効税率が拮抗していたことによる。<sup>11</sup>

これをみると次のような点が指摘できる。

日本においては、この間における法人所得課税に係る税収は1.37倍となっているが、アメリカ3.29倍、イギリス5.01倍、ドイツ2.21倍、フランス5.00倍と比較すると、負担の伸びは極めて小さい。このことは、当然、この間の我が国のGDPの伸びが他国と比較して最も小さかったということに影響されている。しかし、GDPの伸びと比較しても、法人所得課税の伸びは、他国と比較して最も小さい。(法人所得課税の伸びの対GDPの伸びの割合は、日本0.68、アメリカ0.78、イギリス0.99、ドイツ0.76、フランス1.34となっている。)

これに対して、この間の租税負担全体の伸びは、日本は2.10倍であり、GDPの伸び2.02倍に近いことに照らしても、法人所得課税の伸び1.37倍がいかに小さいかがわかる。

こうしたことは、実効税率の水準だけではなく、租税特別措置など課税ベースの問題もあると考えられるが、この四半世紀において、我が国の法人所得課税への負担は、他の先進国と比較して、最も軽減が図られてきたという指摘も可能である。

<sup>11</sup> 「平成元年版 改正税法のすべて」(財団法人大蔵財務協会p348)

#### 4 まとめ

少なくとも、我が国の法人所得課税の実効税率が、ヨーロッパ諸国、とりわけフランス、イタリア、イギリスと比較して高いからといって、かならずしも法人が負担する租税・社会保険料負担が重いことにはならないということを検証してきた。

地方の企業課税や不動産課税、社会保険料の事業主負担、民間医療保険料の負担など、こうした要素で国際比較をしてみると、先進諸国の中では、我が国の租税負担はむしろ低いと言える状況がある。まず、この議論に当たっては、こうした法人の租税負担の状況を正しく把握することが必要である。

その一方で、ドイツをはじめ先進諸国においては、さらなる法人所得課税の実効税率の引下げを行おうしているとの報道がされている。また、企業活動の活性化を考えた場合、少なくとも再投資の原資となる所得に対して税負担を軽くすべきという見方もあるかもしれない。

こうしたことに対して、我が国の法人の租税・社会保険の負担は、決して高いとは言えないことから、安易に法人税の税率の引下げや、地方法人課税の軽減で対応すべきではないと考える。

ただ一つ、言えることは、諸外国の地方法人課税が、必ずしも所得を課税ベースとはしておらず、外形的な要素の課税していることと比較すると、我が国の法人事業税についても、外形標準課税の部分の割合を高めていくことが考えられる。

仮に、法人事業税をすべて外形標準課税とすれば、実効税率は、39.54%から35.19%まで引き下がる。事業税の安定化の観点から、外形標準課税の割合を高めることは必要と考えるが、外形標準課税の導入が行われて日が浅いことから、このような改正は早急に行えるものではない。外形標準課税の実績をよく分析して、税収の安定化の状況、税源偏在の状況等も踏まえて、見直しをすべきではないかと考える。

神奈川県税務課調査によると、法人事業税の外形標準課税の都道府県別実績を分析すると、外形標準課税の中の資本割の偏在性が所得割よりもかなり高くなっており、外形標準課税の導入によって、事業税の偏在性が緩和されていない。

外形導入後の法人事業税の所得割（外形対象法人分）、付加価値割、資本割の偏在度を、変動係数＜数値が大きいほど偏在度が大きい。個人県民税 1.302、地方消費税 1.042 になる。＞で分析すると、所得割 2.025、付加価値割 1.953、資本割 2.316、外形課税（付加価値割＋資本割）2.036 となっている。付加価値割は所得割よりも偏在度が低くなっているが、資本割の偏在度は大きく、外形全体では所得割の偏在度と同水準となっている。（別表7）

今後、更なるデータの分析が必要であろう。

## 法人課税の国際比較

区 分	法人所得課税 の実効税率			法人税 (国)		地方の法人課税					備 考
	国	地方	計	税目	税率	所得課税		外形課税			
						税目	税率	税目	課税標準	税率	
日 本 (標準税率)	27.98%	11.56%	39.54%	法人税	30.0%	道府県民税 市町村民税 事業税所得割	1.50% 3.69 7.20	事業税※1 付加価値割 同資本割	付加価値 資本	0.48% 0.2	※1 事業税の付加価値割の課税標準は、 収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋ 純支払賃借料）＋単年度損益
アメリカ※2 カリフォルニア 州	31.91	8.84	40.75	法人税(連邦 税)	35.0	法人税(州税)	8.84				※2 州法人所得税は、州によって異なる。 (法人所得税がない州もある。 ※3 ニューヨーク州は、州法人税率7.5%、 州付加税：州法人税額×17%、市法人税8.85 % <財務省ホームページ参照>
ニュージャージー 州	29.10	16.85	45.95			※3					
ドイツ デュッセルドルフ	21.53	18.37	39.90	法人税(州・ 連邦の共同 税)	25.0	営業税(市町 村民税)	22.5				※4 連帯付加税：法人税の5.5% ※5 営業税の課税標準は、利潤＋長期債務 の支払利子と支払賃借料の2分の1に課 税指数(5%)を乗じた額
ベルリン	21.89	17.01	38.90	連帯付加税 (連邦税) ※4	1.375		20.5				
イタリア	33.00	4.25	37.25	法人税	33.00	生産活動税 ※6	4.25				※6 生産活動税の課税標準は「生産価値」 (利潤に加え、支払賃金、支払利子も課 税対象。)
フランス	33.33		33.33	法人税	33.33			職業税	事業所に係 る不動産の 賃貸料(付 加価値の0 ～3.5%の 範囲)		※7 法人税額76万ユーロを超える企業に は、法人税額超過額に対し3.3%の法人 利益社会税が加算(この場合、実効税率 は、34.43%になる。)
法人利益社会税 を加算した場合	34.43		34.43	法人税 法人利益社 会税※7	33.33 1.10						
イギリス	30.00		30.00	法人税	30.00			※8			※8 企業は、非居住用資産レイト(統一事 業税：National Non-Domestic Rates、 店舗、事務所等居住用資産以外の不動産 の年間賃貸料を基にした評価額を課税標 準)を負担している。(国税として徴収 し、市町村へ交付)

## 地方の法人課税の国際比較

	ドイツ	イタリア	フランス	(参考) イギリス
	営業税 (市町村民税) Gewerbesteuer	生産活動税 (州税) IRAP (Imposta Regionale sulle Attività Produttive)	職業税 Taxe professionnelle	非居住用資産レート National Non-Domestic Rates Business Rates
概要	・1980年税制改正まで、営業税は営業収益税、営業資本税、賃金高税で構成。現在は営業収益税のみ	・1998年度に創設。	・1975年改革により、従前の営業税を見直し、職業税として成立。	・1990年に国税化。人口により自治体に分配。 ・該当不動産の占有者に対して課税
課税標準	利潤＋長期債務の支払利子と支払賃借料の2分の1に課税指数(5%)を乗じた額	<商工業の場合> 売上等－費用(原材料、サービス、第三者の財産の使用のための費用、減価償却費等) →利潤に加え、支払賃金、支払利子も対象	事業用固定資産・償却資産の賃貸価格の84%に相当する金額	店舗、事務所等居住用資産以外の不動産の年間賃貸料を基にした評価額
税率	各自治体が概ね100%から500%の乗数の範囲内で課税。実効税率は約14.5%～19.7%の範囲。	4.25% (制限税率5.25%)	自治体ごとに定める。納税額は、当該事業所の付加価値の0～3.5%の範囲内	税率は乗数と呼ばれ、評価額1ポンド当たり何ペンスと定められる。2010年4月1日まで1ポンド当たり41.5ペンス(イングランド)
税込規模	法人分 17,415百万ユーロ	31,690百万ユーロ	19,560百万ユーロ	17,264百万ポンド
分類	1210 法人の所得課税	6100 その他税、専ら法人課税	6100 その他税、専ら法人課税	4120 不動産課税、世帯以外
参考	営業資本税(1998年廃止) 純資産＋長期債務の2分の1  賃金高税(1980年廃止) 支払賃金総額	<銀行等の課税標準> 受取利子等－支払利子・減価償却費等	1975年当初の課税標準 支払給与(自由業は事業収入) ＋事業用固定資産・償却資産の賃貸価格  1996年付加価値額の一定割合での最低限納税制度の導入  1999年からの5年間で「支払給与」標準を段階的に廃止  2006年付加価値額の3.5%での最高納税制度の導入	
実効税率計算上の取扱い	・課税標準のうち利潤分を反映 ・長期債務の支払利子と支払賃借料分は反映されない	・課税標準のうち利潤分を反映 ・支払賃金、支払利子分は反映されない	・反映されない	・反映されない

※ 税込規模及び分類は「REVENUE STATISTICS 1965-2005(OECD2006)」から「2004年」を参照した。



別表 3

## 先進諸国における企業(事業)の租税・社会保険料負担の比較

区 分 (単 位)	日本 (10億円)		アメリカ (100万ドル)		イギリス (100万ポンド)		ドイツ (100万ユーロ)		イタリア (100万ユーロ)		フランス (100万ユーロ)	
GDP	496,229		11,679,000		1,165,000		2,216,000		1,389,000		1,659,000	
法人所得課税 ア	18,651 法人事業税含む	3.8	258,879	2.2	33,979	2.9	34,642 営業税含む	1.6	39,201	2.8	45,758	2.8
企業課税 イ	法人事業税 (4,123) 個人事業税 216	(0.8) (0.0)					営業税(法人分) (17,415) 営業税(個人分) 10,958	(0.8) 0.5	生産活動税 31,690	2.3	職業税 19,560 その他 5,469	1.2 0.3
ア+イ	18,867	3.8	258,879	2.2	33,979	2.9	45,600	2.1	70,891	5.1	70,787	4.3
社会保険料事 業主負担 ウ	22,468	4.5	397,280	3.4	43,586	3.7	152,530	6.9	120,688	8.7	182,731	11.0
ア+イ+ウ	41,335	8.3	656,159	5.6	77,565	6.7	198,130	8.9	191,579	13.8	253,518	15.3
租税総額(100万 ドル)	② 1,211,132		① 2,982,699		⑤ 767,780		③ 954,873		⑥ 709,208		④ 894,332	

- 備考 1 「REVENUE STATISTICS 1965-2005(OECD2006)」から「2004年」の数値を参照した。  
 2 各国の右欄には、対GDP比を記載した。  
 3 租税総額は、各国の租税総額をドル換算で記載した。なお、○数字は、OECD加盟国内の順位であり、6カ国でOECD加盟国(30カ国)の租税総額の7割を超える(72.7%)。

別表 4

## 先進諸国における不動産課税の国際比較

区 分 (単 位)	日本 (10億円)		アメリカ (100万ドル)		イギリス (100万ポンド)		ドイツ (100万ユーロ)		イタリア (100万ユーロ)		フランス (100万ユーロ)	
GDP	496, 229		11, 679, 000		1, 165, 000		2, 216, 000		1, 389, 000		1, 659, 000	
資産課税総額	13, 103	2. 6	358, 993	3:1	50, 430	4. 3	18, 972	0. 9	34, 959	2. 5	54, 637	3. 3
うち不動産課税	10, 065	2. 0	328, 781	2. 8	38, 665	3. 3	9, 940	0. 4	11, 552	0. 8	34, 374	2. 0
法人又は世帯 分以外	(法人分) 固定資産税 4, 598	0. 9	(世帯分以外) (不動産税(推 計) 180, 830)	(1. 5)	(世帯分以外) 非居住用資産 レイト 17, 264	1. 5	(世帯分以外) 不動産税 5, 964	0. 3	(世帯分以外) (固定資産税 (推計) 6, 354)	(0. 5)	(世帯分以外) 既建築地不動 産税 7, 528	0. 5
	都市計画税(推 計) 644	0. 1			その他 1, 344	0. 1					未建築地不動 産税 750	0. 0
	計 5, 242	1. 1	(計 180, 830)	(1. 5)	計 18, 608	1. 6	計 5, 964	0. 3	(計 6, 354)	(0. 5)	その他 895	0. 1
											計 9, 173	0. 6
(区分できず)	特別土地保有 税 7	0. 0	不動産税 328, 781	2. 8					固定資産税 11, 552	0. 8		
個人又は世帯 分	(個人分) 固定資産税 4, 224	0. 9	(世帯分) (不動産税(推 計) 147, 951)	(1. 3)	(世帯分) カウンスルタ ックス 19, 863	1. 7	(世帯分) 不動産税 3, 976	0. 2	(世帯分) (固定資産税 (推計) 5, 189)	(0. 4)	(世帯分) 住居税 10, 601	0. 6
	都市計画税(推 計) 592	0. 1			その他住宅 194	0. 0					既建築地不動 産税 9, 980	0. 6
	計 4, 816	1. 0	(計 147, 951)	(1. 3)	計 20, 057	1. 7	計 3, 976	0. 2	(計 5, 189)	(0. 4)	未建築地不動 産税 187	0. 0
											その他 4, 433	0. 3
											計 25, 201	1. 5

- 備考 1 「REVENUE STATISTICS 1965-2005(OECD2006)」から「2004年」の数値を参照した。  
2 各国の右欄には、対GDP比を記載した。  
3 日本の固定資産税及び都市計画税の法人・個人の内訳は、「固定資産の価格等の概要調書(土地、家屋、償却資産)(平成16年度)」を基に、配分した。  
4 アメリカの不動産課税の世帯分以外、世帯分の内訳は、2004年の内訳は記載されていないため、記載がある1985年分の割合で配分した。  
5 イタリアの固定資産税の世帯分以外、世帯分の割合は、住宅及びその他の不動産を課税対象とする日本、アメリカ、ドイツの平均値(55:45)で配分した。

## 先進諸国における企業(事業)の租税・社会保険料負担の比較

区分 (単位)	日本 (10億円)		アメリカ (100万ドル)		イギリス (100万ポンド)		ドイツ (100万ユーロ)		イタリア (100万ユーロ)		フランス (100万ユーロ)	
GDP	496,229		11,679,000		1,165,000		2,216,000		1,389,000		1,659,000	
法人所得課税 ア	18,651	3.8	258,879	2.2	33,979	2.9	34,642	1.6	39,201	2.8	45,758	2.8
	法人事業税含む						営業税含む					
企業課税 イ	法人事業税 (4,123)	(0.8)					営業税(法人分) (17,415)	(0.8)	生産活動税 31,690	2.3	職業税 19,560	1.2
	個人事業税 216	0.0					営業税(個人分) 10,958	0.5			その他 5,469	0.3
ア+イ	18,867	3.8	258,879	2.2	33,979	2.9	45,600	2.1	70,891	5.1	70,787	4.3
不動産課税 (法人分又は 世帯分以外) ウ	(法人分) 固定資産税 4,598	0.9	(世帯分以外) 不動産税(推 計) 180,830	1.5	(世帯分以外) 非居住用資産 レイト 17,264	1.5	(世帯分以外) 不動産税 5,964	0.3	固定資産税 (推計) 6,354	0.5	(世帯分以外) 既建築地不動 産税 7,528	0.5
	都市計画税(推 計) 644	0.1			その他 1,344	0.1					未建築地不動 産税 750	0.0
	計 5,242	1.1	計 180,830	1.5	計 18,608	1.6	計 5,964	0.3	計 6,354	0.5	その他 895	0.1
											計 9,173	0.6
ア+イ+ウ	24,109	4.9	439,709	3.8	52,587	4.5	51,564	2.3	77,245	5.6	79,960	4.8
社会保険料事 業主負担 エ	22,468	4.5	397,280	3.4	43,586	3.7	152,530	6.9	120,688	8.7	182,731	11.0
ア+イ+ウ+エ	46,577	9.4	836,989	7.2	96,173	8.3	204,094	9.2	197,933	14.3	262,691	15.8
租税総額(100万ドル)	②	1,211,132	①	2,982,699	⑤	767,780	③	954,873	⑥	709,208	④	894,332

- 備考 1 「REVENUE STATISTICS 1965-2005(OECD2006)」から「2004年」の数値を参照した。
- 2 各国の右欄には、対GDP比を記載した。
- 3 日本の都市計画税は、「固定資産の価格等の概要調書(土地、家屋、償却資産)(平成16年度)」の法人分・個人分の割合により、推計した。
- 4 アメリカの不動産課税は、2004年の世帯分以外、世帯分の内訳はOECD資料には記載されていないため、同資料の1985年分の割合で推計した。
- 5 イタリアの固定資産税は、住宅及びその他の不動産を課税対象とする日本、アメリカ、ドイツの法人分又は世帯分の割合の平均値(0.55)で推計した。
- 6 租税総額は、各国の租税総額をドル換算で記載した。なお、○数字は、OECD加盟国内の順位であり、6カ国でOECD加盟国(30カ国)の租税総額の7割を超える(72.7%)。

別表 6

## 主要国における法人所得課税の負担額・水準の推移

(法人所得課税に係る税込)

(参考)

区 分	1980		1985		1990		1995		2000		2004		租税負担 全体の指 数 c	実効税率		
		指数		指数		指数		指数		指数 a	1980	現行		差		
日 本(10億円)	13,620	1.0	18,822	1.38	29,289	2.15	21,210	1.56	18,720	1.37	18,651	1.37	2.10	49.47	39.54	△ 9.93
アメリカ(100万ドル)	78,624	1.0	80,588	1.02	140,606	1.79	210,976	2.68	254,984	3.24	258,879	3.29	4.08	51.18	40.75	△10.43
イギリス(100万ポンド)	6,783	1.0	16,854	2.48	20,070	2.96	20,174	2.97	34,662	5.11	33,979	5.01	5.17	52.00	30.00	△22.00
ドイツ(100万ユーロ)	15,686	1.0	21,741	1.39	21,961	1.40	19,171	1.22	37,076	2.36	34,642	2.21	2.68	56.52	39.90	△16.62
フランス(100万ユーロ)	9,158	1.0	14,180	1.55	23,117	2.52	25,131	2.74	44,429	4.85	45,758	5.00	4.04	50.00	33.33	△16.67

(GDP)

区 分	1980		1985		1990		1995		2000		2004		GDPの伸びに対 する税収の伸び	
		指数		指数		指数		指数		指数		指数 b	a/b	c/b
日 本(10億円)	246,266	1.0	327,433	1.33	449,997	1.83	495,736	2.01	502,783	2.04	496,229	2.02	0.68	1.04
アメリカ(10億ドル)	2,769	1.0	4,188	1.51	5,757	2.08	7,342	2.65	9,765	3.53	11,679	4.22	0.78	0.97
イギリス(10億ポンド)	231	1.0	355	1.54	557	2.41	718	3.11	954	4.13	1,165	5.04	0.99	1.03
ドイツ(10億ユーロ)	767	1.0	955	1.25	1,275	1.66	1,848	2.41	2,063	2.69	2,216	2.89	0.76	0.93
フランス(10億ユーロ)	444	1.0	752	1.69	1,029	2.32	1,195	2.69	1,441	3.25	1,659	3.74	1.34	1.08

- 備考 1 「REVENUE STATISTICS 1965-2005(OECD2006)」から数値を参照した。  
 2 指数は、1980年の数値を1として、各年の数値を指数化した。  
 3 租税負担全体には、社会保険の負担も含まれる。

